

○江戸川区新川さくら館条例

平成二十四年十一月一日条例第四十三号

〔注〕平成26年3月から改正経過を注記した。

**改正**

平成二五年 三月二九日条例第二一号

平成二六年 三月二〇日条例第二八号

平成二八年 三月二五日条例第三一号

江戸川区新川さくら館条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、江戸川区新川さくら館（以下「新川さくら館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第二条** 新川の歴史を後世に伝えるとともに、新川を訪れる人々の交流の場を設けることにより、文化の向上、コミュニティの形成及び地域のにぎわいづくりに寄与するため、新川さくら館を次のとおり設置する。

名称	位置
江戸川区新川さくら館	江戸川区船堀七丁目一五番一二号

(事業)

**第三条** 新川さくら館は、前条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 新川の歴史・文化の伝承、創造及び発信に関すること。
- 二 地域のにぎわいづくりに関すること。
- 三 新川さくら館の利用に関すること。
- 四 その他区長が必要と認める事業に関すること。

(利用承認)

**第四条** 新川さくら館を利用しようとする者は、第十四条の規定により区長が指定する者（以下「指定管理者」という。）の承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の利用の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不承認)

**第五条** 指定管理者は、新川さくら館の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めると

きは、利用を承認しない。

- 一 公益を害するおそれがあるとき。
- 二 秩序を乱すおそれがあるとき。
- 三 その他管理上支障があるとき。

(施設及び利用料金)

**第六条** 新川さくら館の施設及びその利用料金（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第八項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

- 2 新川さくら館の付帯設備及び器具並びにその利用料金は、江戸川区規則（以下「規則」という。）の定めるところによる。
- 3 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、直ちに前二項に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。
- 4 指定管理者は、あらかじめ区長が定める基準に従い、利用料金を減額又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

**第七条** 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。

(特別の設備等の使用)

**第八条** 利用者は、新川さくら館の利用に際し、施設に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備以外のものを使用しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用承認の取消し等)

**第九条** 指定管理者は、新川さくら館の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則その他の規定に違反したとき。
- 二 利用の目的に反し、又は利用の条件に違反したとき。
- 三 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- 四 その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

**第十条** 利用者は、その利用が終わったとき、又は利用を停止され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者が執行し、その費用を利用者から徴収する。

(利用権の譲渡等の禁止)

**第十一条** 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

**第十二条** 利用者は、施設、付帯設備等を毀損し、又は滅失したときは、区長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(開館時間等)

**第十三条** 新川さくら館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(新川さくら館の管理)

**第十四条** 新川さくら館の管理は、法第二百四十四条の二第三項の規定により、区長が指定する者に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

**第十五条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認、利用の取消しその他新川さくら館の運営に関する事。
- 二 施設等の維持管理（軽微な修繕工事を含む。）に関する事。
- 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務に関する事。

(指定管理者の指定等)

**第十六条** 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、新川さくら館の設置目的を最も効果的に達成できる能力を有していると認めた者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を得て指定管理者を指定するものとする。

(委任)

**第十七条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第十六条及

び次項の規定は、公布の日から施行する。（平成二五年五月規則第四五号で、同二五年七月一日から施行）

2 この条例の規定に基づき指定管理者が行う利用の承認その他新川さくら館の管理のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則（平成二五年三月二九日条例第二一号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

付 則（平成二六年三月二〇日条例第二八号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区新川さくら館条例別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則（平成二八年三月二五日条例第三一号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区新川さくら館条例の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

#### 別表（第六条関係）

施設名		利用料金
集会室	第一	一時間 二一〇円
	第二	一時間 二一〇円
多目的ホール		一時間 六二〇円
広場	貸切りの場合	写真撮影 一時間 一、四四五円
		ロケーション 一時間 一二、七五〇円
		競技会、集会 一日 一平方メートルにつき 一八〇円

	写真撮影、ロケーション、 競技会又は集会以外	一日 一平方メートルにつき	一八〇円
	貸切りでない場合		無料
お休み処（どころ）			無料

#### 備考

- 一 集会室、多目的ホール及び写真撮影又はロケーションを目的として広場を貸し切る場合に限り、一時間を超える利用時間については、三十分を単位として利用することができるものとし、当該単位にあつては、規定利用料金の五割を徴収する。
  - 二 利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、規定利用料金の五割相当額を増徴する。
  - 三 貸切りの面積が一平方メートルに満たない端数は、一平方メートルとみなす。
- 全部改正〔平成二六年条例二八号〕、一部改正〔平成二八年条例三一号〕